明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業二**）　一

○粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二八）　六

〔告　示〕

○車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の改正に関する件（**外務**二一七）　八

○ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程の一部を改正する件（**厚生労働**二三五）　二〇

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**一一六八）　二〇

○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示（**経済産業**一二九）　二四

〔公　告〕

諸事項

官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　二六

裁判所
破産、免責、再生関係　二六

特殊法人等
弁理士登録関係　五九

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　六〇

会社その他
会社決算公告　四〇

省令

○**財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省**令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の六の規定に基づき、小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十五日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志